

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年岩手県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略] <u>3 第4条及び第5条の規定は、法附則第14条の2の規定による交付金の交付について準用する。この場合において、第4条中「第116条第1項第1号に掲げる」とあるのは「附則第14条の2に規定する」と、「特定期間の最終年度の知事が別に定める日」とあるのは「知事が別に定める日」と読み替えるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。